第三十条第一項中「第百二十三条第二項」を「第百二十五条第二項」に、「第二条第十一項第二号に規定する独立行政法人等」を「第二条第十一項第三号に規定する独立行政法人等又は同項第四号に規定する地方独立行政法人」に、「別表第二に掲げる法人」を「第五十八条第一項各号に掲げる者」に改め、同項の表第八十九条第二項の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、「行政機関の長」の下に「及び地方公共団体の機関」を、「政令」の下に「及び条例」を加え、同表第八十九条第四項の項中「第八十九条第四項」を「第八十九条第五項」に、「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同項の次に次のように加える。

第八十九条第八項	定める。この場合において、地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる

第三十条第一項の表第百二十三条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第一号の項及び第百二十三条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第二号の項中「第百二十三条第三項」を「第百二十五条第三項」に改め、同条第二項中「独立行政法人労働者健康安全機構」を「個人情報保護法第五十八条第二項各号に掲げる者」に改め、同項の表第十八条第三項第一号の項中「法令」の下に「（条例を含む。以下この章において同じ。）」を加える。

第三十一条第一項の表第八十九条第二項の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、「行政機関の長」の下に「及び地方公共団体の機関」を、「政令」の下に「及び条例」を加え、同表第八十九条第四項の項中「第八十九条第四項」を「第八十九条第五項」に、「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同項の次に次のように加える。

第八十九条第八項	定める。この場合において、地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる

第三十一条第一項の表第九十七条の項中「条例事務関係情報照会者」の下に「若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第三十一条第二項の表第八十九条第二項の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同条第三項中「第四号」を「第五号」に、「第八十九条第三項から第五項まで」を「第八十九条第四項から第六項まで」に、「第百二十五条」を「第百二十七条」に改め、「、地方公共団体及び地方独立行政法人」を削り、同項の表第八十九条第三項の項中「第八十九条第三項」を「第八十九条第四項」に改め、同表第九十七条の項中「条例事務関係情報照会者」の下に「若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第三十二条を削り、第三十二条の二を第三十二条とする。

第三十三条後段を削る。

（がん登録等の推進に関する法律の一部改正）

第五十五条　がん登録等の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第四節」に改め、「（条例を含む。）」を削る。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部改正）

第五十六条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第三十六条」を「第四十三条」に、「第三十七条から第三十九条まで」を「第四十四条から第四十六条まで」に改める。

第三十八条中「、個人情報保護委員会及び総務大臣」を「及び個人情報保護委員会」に改める。

（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部改正）

第五十七条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項ただし書を削る。

（法務局における遺言書の保管等に関する法律の一部改正）

第五十八条　法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（個人情報の保護に関する法律の適用除外）」に改め、同条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第五十九条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の改正規定中「第十九条第九号」を「第十九条第十号」に改める。

（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正）

第六十条　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第三条のうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の前に見出しを付する改正規定中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第二項の改正規定を削り、同条の次に一条を加える改正規定中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同法第七条第三号の改正規定中「同号に掲げる事項については、住所とする。」を「」を「掲げる事項」の下に「（」に、「事項」に改め」を「事項）」を加え」に改め、同条に一項を加える改正規定中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同法第九条第二項の次に一項を加える改正規定中「署名利用者検証符号」